

総 税 企 第 5 1 号  
平成 3 1 年 4 月 1 日

各 道 府 県 総 務 部 長  
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長  
殿

総 務 省 自 治 税 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」の一部改正について

「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年4月1日自治税企第12号)の一部を別紙のとおり改正しますので、この趣旨をご理解いただき、適宜必要な措置を講じていただくようお願いいたします。また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

#### 記

別添「災害被害者に対する地方税の減免措置等についての一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

本通知による別添第3の1(2)の規定の改正は平成31年10月1日以後に適用する。

## 災害被害者に対する地方税の減免措置等についての一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>〔別添〕 災害被害者に対する地方税の減免措置等の取扱い例</p> <p><b>第 1 期限の延長に関する取扱い例</b></p> <p>1 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の5の2第1項の規定に基づき、地方団体の長が期限の延長を行うに当たりよるべき条例を定める場合には、次によることとする。</p> <p>(1) 災害により、法第20条の5の2第1項に規定する期限までに同項に規定する申告等の行為をすることができないと認められる者が地方団体の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、地方団体の長は、職権により地域及び災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して画一的にその期限を延長することができるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><b>第 2 略</b></p> <p><b>第 3 減免に関する取扱い例</b></p> <p>災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第72条の62、第323条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。</p> <p>1 道府県税関係</p> <p>(1) 略</p>	<p>〔別添〕 災害被害者に対する地方税の減免措置等の取扱い例</p> <p><b>第 1 期限の延長に関する取扱い例</b></p> <p>1 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の5の2 _____ の規定に基づき、地方団体の長が期限の延長を行うに当たりよるべき条例を定める場合には、次によることとする。</p> <p>(1) 災害により、法第20条の5の2 _____ に規定する期限までに同条に規定する申告等の行為をすることができないと認められる者が地方団体の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認める場合には、地方団体の長は、職権により地域及び災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して画一的にその期限を延長することができるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><b>第 2 略</b></p> <p><b>第 3 減免に関する取扱い例</b></p> <p>災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には、地方団体の長は、法第72条の62、第323条等の規定に基づき、その都度条例を定めて減免することとする。その条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の基準により減免の措置を講ずることとする。</p> <p>1 道府県税関係</p> <p>(1) 略</p>

(2) 自動車税の種別割 (法177の17)

(2) 自動車税 \_\_\_\_\_ (法162 \_\_\_\_\_)